

当組合の苦情処理措置・紛争解決措置等の概要について

当組合では、お客様により一層のご満足をいただけるよう、お取引に係るご苦情等を受付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

*苦情等とは、当組合との取引に関する照会・相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及びこれらに準ずるものをいいます。

当組合へのお申出先
「お取引先店舗」または「お客様相談室」にお願いいたします。

お客様相談室

住 所：山梨県甲府市相生１－２－３４

電話番号：０１２０－１１７－７８６

受付時間：午前９時～午後５時

（土日・祝日および金融機関の休日を除く）

苦情等のお申し出は当信用組合のほか、山梨地区しんくみ苦情等相談所・しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けています（詳しくは、当組合お客様相談室へご相談ください）。

名 称	山梨地区しんくみ苦情等相談所 （山梨県信用組合協会）	しんくみ相談所 （一般社団法人 全国信用組合中央協会）
住 所	〒４００－００３４ 山梨県甲府市宝１－３９－４	〒１０４－００３１ 東京都中央区京橋１－９－１
電話番号	０５５－２３５－７３４０	０３－３５６７－２４５６
受 付 日 時 間	月～金（祝日及び金融機関休業日を除く） ９：００～１７：００	月～金（祝日及び金融機関休業日を除く） ９：００～１７：００

相談所は、公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申し出のお客様の了解を得たうえ、当該の信用組合に対し迅速な解決を要請します。

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合お客様相談室またはしんくみ相談所へお申し出ください。

また、お客様が直接、仲裁センター等へ申し出ることも可能です。

なお仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法があります。

① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。

具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒１００－００１３ 東京都千代田区霞ヶ関１-1-3	〒１００－００１３ 東京都千代田区霞ヶ関１-1-3	〒１００－００１３ 東京都千代田区霞ヶ関１-1-3
電 話	０３－３５８１－００３１	０３－３５９５－８５８８	０３－３５８１－２２４９
受付日 時 間	月～金（除 祝日、年末年始） ９：３０～１２：００、１３：００～１５：００	月～金（除 祝日、年末年始） １０：００～１２：００、１３：００～１６：００	月～金（除 祝日、年末年始） ９：３０～１２：００、１３：００～１７：００